



島 根 県 報

平成22年 4 月 30 日 (金)

号外 第 105 号

(毎週火・金曜日発行)

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【人委細則】

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

2

人 事 委 員 会 細 則

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則をここに公布する。

平成22年 4 月 30 日

島根県人事委員会委員長 中 村 寿 夫

島根県人事委員会細則第 2 号

級別職務分類に関する細則の一部を改正する細則

級別職務分類に関する細則（昭和60年島根県人事委員会細則第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表の 7 の表知事の事務部局の部島根あさひ社会復帰促進センター診療所の項中

「

看護師長	を	看護師長 副看護師長
------	---	---------------

」に改め、同表備考中 4 を 5 とし、3 の次に次のようにを加える。

- 4 この表の適用に当たって、医療職給料表(3)級別職務分類表の 5 級に分類される職で人事委員会が特に認めるものは、1 級下位の級とすることができる。

附 則

この細則は、平成22年 5 月 1 日から施行する。